

国立大学法人愛知教育大学情報公開取扱要項

2004年 4月 1日
要項第 8号

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛知教育大学（この法人が設置する愛知教育大学を含む。以下「法人」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人文書 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。
- (2) 部局等 事務局，附属図書館，教育学部の各学系，附属学校部及び国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号）第28条第1項に規定するセンターをいう。

(受付)

第3条 法人が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、情報公開室において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 法人が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人愛知教育大学法人文書管理規則（2011年規程第21号。以下「文書管理規則」という。）第16条第1項に規定する国立大学法人愛知教育大学法人文書ファイル管理簿その他の関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に第1号様式の法人文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、第7条に定める開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 法人は、法人文書の開示・不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて愛知教育大学情報公開委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 法人は、開示等の結果を委員会に報告するものとする。

(開示等の決定)

第5条 法人は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 法人は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、第2号様式により当該請求者に通知するものとする。

3 法人は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、第3号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

4 法人は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により、事案を他の独立行政法人等(法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第2条第1項の規定する行政機関をいう。以下同じ。)の長に移送するときは、第4号様式により当該機関等に通知するとともに、第5号様式により開示請求者に通知するものとする。

5 法人は、開示決定等をするに当たって、法第14条第1項の規定に該当するときは、第6号様式により当該第三者に通知し、第7号様式の意見書を提出する機会を与えることができる。

6 法人は、法第14条第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、第8号様式により当該第三者に通知し、前項に規定する意見書を提出する機会を与えるものとする。

7 法人は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示決定をしたときは、第9号様式により当該第三者に通知するものとする。

8 法人は、開示等の決定をしたときは、第10号様式又は第11号様式により当該開示請求者に通知するものとする。

(開示の実施)

第6条 法人は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から第12号様式による開示の実施方法申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から第13号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、次条に定める開示実施手数料を徴収するものとする。

3 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報公開室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

- 5 法第15条第2項の規定により法人が定める電磁的記録、映画フィルム、スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ（第7項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、法人がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハマまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の七の項トにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の七の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の七の項又において同じ。）に複写したものの交付

6 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

7 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料)

第7条 法第17条第1項の規定により法人が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- (2) 開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからホのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該イからホに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

イ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規程に基づき定める開示請求に係る手数料の額（以下「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法人が分担するものとして、法人が当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち法人が負担するものとして、法人が当該行政機関と協議して定める額

ニ 法第12条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等へ法人文書の一部について移送した場合 前号に定める開示請求手数料のうち法人が分担するものとして、法人が当該独立行政法人等と協議して定める額

ホ 法第13条第1項の規定に基づき行政機関へ法人文書の一部について移送した場合 前号に定める開示請求手数料のうち法人が分担するものとして、法人が当該行政機関と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（文書管理規則第2条第2号に規定するものをいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
（開示実施手数料の減額等）

第8条 法人は、第6条第2項の規定にかかわらず、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納入する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、第14号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申請をするものとする。

3 法人は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、第15号様式により当該開示を受ける者に通知するものとする。

4 第1項の規定によるもののほか、法人は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除をすることができる。

（移送された事案）

第9条 法第12条第2項又は行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定により、他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（審査請求）

第10条 法人は、法第18条第1項の規定により、審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 法人は、法第19条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に第16-1号様式又は第16-2号様式により諮問したときは、第17号様式により法第19条第2項各号に規定する者（以下「審査請求人等」という。）に通知するものとする。

3 法人は、審査請求に対する裁決をしたときは、第18号様式により審査請求人等に通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この要項は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年要項第28号）

この要項は、2004年10月1日から施行する。

附 則（2006年要項第4号）

この要項は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年要項第9号）

この要項は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2009年要項第8号）

この要項は、2009年10月14日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則（2011年要項第4号）

この要項は、2011年1月12日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則（2011年要項第12号）

この要項は、2011年6月8日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年要項第5号）

この要項は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年要項第4号）

この要項は、2013年3月21日から施行する。

附 則（2013年要項第8号）

この要項は、2013年6月11日から適用し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2015年要項第11号）

この要項は、2015年3月11日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則（2015年要項第25号）

この要項は、2015年9月2日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則（2018年要項第13号）

この要項は、2018年4月5日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則（2019年要項第9号）

この要項は、2019年8月1日から施行し、2019年7月1日から適用する。

別表（第7条第1項関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写	用紙1枚につき10円（A2判について）

	したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	は40円, A 1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円 (A 2判については140円, A 1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円 (縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 520円) に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円 (A 3判については140円, A 2判については370円, A 1判については690円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円 (縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 430円)
四 スライド (九の項に	イ 専用機器により映写した	1巻につき390円

該当するものを除く。)	ものの閲覧	
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，1300円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。） 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複製したものの交付	1巻につき430円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複製したものの交付	1巻につき580円
七 電磁的記録（五の項，六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げ方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの閲覧	1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複製したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複製し	1巻につき7000円に1ファイルごとに210円を加えた額

	たものの交付	
	チ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合するものについては2500円, 国際規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8600円, 10500円又は12900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1800円(日本産業規格X6142に適合するものについては2600円, 国際規格15757に適合するものについては3200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本産業規格X6129, X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円, 1300円又は1750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6800円(16ミリメートル映画フィルムについては13000円, 35ミリメートル映画フィルムについては10100円)に記録時間十分までごとに2750円(16ミリメートル映画フィルムについては3200円, 35ミリメートル映画フィルムについては2650円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第6条第7項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5200円(スライド20枚を超える場合にあっては, 5200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 一の項ハ, ニ, 二の項ハ又は七の項ハ, ニの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは片面を1枚として額を算定する。		

第1号様式（第3条第2号関係）

法人文書開示請求書

令和 年 月 日

国立大学法人愛知教育大学 殿

氏名又は名称：^(ふりがな)（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：^(ふりがな)（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒 TEL ()

連絡先：^(ふりがな)（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 大学において開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写し(モノクロビ-)の交付 ③ その他 ()
<実施の希望日>
イ 写しの送付を希望する。

(* 以下は記入不要)

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報公開担当 ()
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求手数料	300円 × 件		円

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

開示決定等の期限の延長について（通知）

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けの法人文書の開示の請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（ 月 日までに可能な部分について開示決定を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

月 日（ ）

* 担当
愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
TEL (0566)26-2189

（他の独立行政法人等又は他の行政機関の長） 殿

国立大学法人愛知教育大学 印

開示請求に係る事案の移送について

令和 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書） 〕
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	（複数の他の機関等に移送する場合には、その旨）

* 担当
愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 条第 1 項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	〔 開示請求書に記載されている法人文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、 〇〇、〇〇及び〇〇に係る法人文書） 〕
移送年月日	令和 年 月 日
移送先の機関	（機関名（の長）） （連絡先） 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の機関が行うことになります。 （2 複数の機関等に移送する場合には、その旨及び開示実施手数料の扱い）

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（第三者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条の規定に基づく開示の請求があり，当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは，同封の「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

月 日（ ）

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

令和 年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

国立大学法人愛知教育大学 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

令和 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について，次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

* 担当

愛知教育大学情報公開担当

448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1

TEL (0566)26-2189

（第三者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 4 条の規定に基づく開示の請求があり，開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 1 4 条第 2 項に基づき，御意見を伺いますので，当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は，同封の「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第 1 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されているあなたに関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
〒448-8542
刈谷市井ヶ谷町広沢 1
愛知教育大学総務企画部総務課
- 6 意見書の提出期限
月 日（ ）

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（反対意見を提出した第三者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

法人文書の開示決定について（通知）

（あなた，貴社等）から令和 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については，下記のとおり開示決定しましたので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人愛知教育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人愛知教育大学を被告として、名古屋地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当

愛知教育大学情報公開担当

448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1

TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

法人文書開示決定通知書

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人愛知教育大学を被告として、名古屋地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
			円
			円

(2) 大学における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
TEL (0566)26-2189

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、所要の開示実施手数料を納付の上、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。

開示の実施方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

大学における開示の実施を選択される場合は、3(2)「大学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「担当課」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

また、開示請求書のとおり開示の実施ができる場合で当該開示方法等を変更しないとき（開示実施手数料が無料の場合に限る）は、「開示の実施方法の申出書」を改めて提出する必要はありません。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写し(モノクロビ-)の交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写し(モノクロビ-)の交付に係る基本額100円 = 計200円 →

手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。

減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、大学へ直接納付又は銀行等への振込みにより納付してください。

3 不開示部分にかかる審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国立大学法人愛知教育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人愛知教育大学を被告として、名古屋地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

大学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、大学に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

愛教大総第 号
令和 年 月 日

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

令和 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国立大学法人愛知教育大学を被告として、名古屋地方裁判所、又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄とする地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人愛知教育大学 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 法人文書開示決定通知書の番号等
日付
文書番号

- 2 求める開示の実施の方法
下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	① 全部 ② 一部 ()
		2	① 全部 ② 一部 ()
		3	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

- 4 「写しの送付」の希望の有無 [有・無 : 同封する郵便切手の額 円]

* 担当
愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

令和 年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人愛知教育大学 殿

氏名又は名称：

住所又は居所：

連絡先電話番号：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(令和 年 月 日付け 愛教大総第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
月 日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(大学における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施方法と同じ開示の実施方法を受けることはできません。

(* 以下は記入不要)

受理年月日	年 月 日	受付担当	情報公開担当 ()
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示実施手数料			円

令和 年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）申請書

国立大学法人愛知教育大学 殿

氏名又は名称：

住所又は居所：

連絡先電話番号：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

愛教大総第 号
令和 年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

令和 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（開示請求者） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

開示実施手数料の減額（免除）について

令和 年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 17 条第 3 項に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注 1）

開示の実施を受ける場合には、上記 2 の開示実施手数料の追納が必要です。

（注 2）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、国立大学法人愛知教育大学に対して異議申立てをすることができます。

様式第16-1号様式（第10条第2項関係）

諮 問 書

愛教大 第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人愛知教育大学 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る法人文書の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 令和 年 月 日, 愛教大 第 号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 年 月 日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書(写し) ② 法人文書開示決定等通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った法人文書(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話番号, FAX番号, メールアドレス, 住所等	

様式第16-2号様式（第10条第2項関係）

諮 問 書

愛教大 第 号
令和 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人愛知教育大学 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定に基づく開示請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 開示請求に係る法人文書の名称等	
2 審査請求に係る開示請求	(1) 開示請求の日付, 受付番号 令和 年 月 日, 愛教大 第 号 (2) 開示請求の宛先
3 補正に要した日数, 開示決定等の期限	
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 年 月 日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 法人文書開示請求書 (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話番号, F A X 番号, メールアドレス, 住所等	

（審査請求人等） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第 19 条第 1 項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付，記号番号 令和 年 月 日 愛教大総第 号 (2) 開示決定等をした者 (3) 決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和 年 月 日

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189

愛教大総第 号
令和 年 月 日

（審査請求人等） 様

国立大学法人愛知教育大学 印

審査請求に対する裁決通知書

令和 年 月 日付けでありました審査請求について、次のとおり裁決しましたので通知します。

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に対する裁決	
3 審査請求に対する裁決の理由	

* 担当

愛知教育大学情報公開担当
448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢 1
TEL (0566)26-2189